

DOING SOCIOLOGY

ドラッグのある世界、その片隅に立つこと ドラッグ研究の私的雑感

佐藤哲彦

ドラッグの研究を始めてほぼ十年。いたずらに月日ばかりたってしまったようで、いまだ十分には成果をまとめられていない。むしろようやく最近始まったような気さえする。ともあれドラッグ研究というのは幾分特殊らしく、この原稿もそのせいで依頼されたのだと思われるが、学生たちからも時折「どうしてクスリのことやっているんですか？」と無邪気に聞かれる。今となってはちょっとした思いつき以外、きっかけが思い当たらないのだが、それにしてもはずいぶん遠くまで来てしまったと思う。数年前には在外研究と称して英国にドラッグの調査研究にでかけ、文字通りずいぶん遠くまで行ってしまった。

社会学では「どのように」と問うということが大事なようであるから、どのようにしてここまで来てしまったのか、それを現時点からレトロスペクティブに物語りつつ、ドラッグをめぐる現象を研究し続けてきたことの、自分なりの意義を書いてみたい。

はじめ

大学院に入るときはバブル後で、企業の不正融資事件がゾロゾロ出てきた頃だったから、企業犯罪の研究をしようと思っていた。入学以前には短期間だが記者をしていたので、そのためのコネクションもないことはなかった。しかしながら、あるときなぜか、ふと「ドラッグのこともやろうかな」と思ってしまったのである。そして少々調べ始めると、日本ではほとんど手つかずの領域であるように感じられた。そこで「先行研究のレビューもいらないだろうから、これが楽そうがいい」そう思って始めてしまったのである。しかしこれが大きな間違いであった。日本語の文献がないだけで、英語では山ほどあったのである。もっとも、どうして大量の英語文献があるのかは、実は十年程してようやく分かったことでもある。

いずれにしても始めてしまったものは止められない。そこでコネクションを頼って使用

者にインタビューを行い、彼らが集まるときに参与観察らしきことを行い、ドラッグ研究論文を探し出しては読み続け、ようやく論文を仕上げ、何とかやってきたというのが正直なところである。その間、指導教官の先生は、一体どうなるのかヤキモキされていたのではないかと思う。文字通り手探りであった。

ところでドラッグ研究というのは、一般的には逸脱研究であると思われるようだが、私がこれまで調査という名目で出会ったドラッグの使用者たちは、いわゆる逸脱者などという括りに入る人たちだとは到底思えなかったし、今でも思えない。彼らはいわゆる一流企業のサラリーマンであったり、大学生であったり、フリーランスの仕事をしていたりして、個性的ではあるが社交的な人たちだったからである。彼らが「どのようにドラッグを使用しているか」ということはすでに書いたのでここでは触れないが⁽¹⁾、そこで私は、「要するにドラッグ使用者などという人たちはいないのだな」などと嘯き、「あるのはドラッグ使用という行為だけだ」などとも考えてきた。そのせいで、自分が逸脱研究をしていると語る際には常に違和感を抱き続けてきたし、今でもそれは変わらないのが正直なところである。

常識と非常識の対話

しかしこうなると世の中の常識と遠く離れてしまう。一つ印象的な出来事がある。ある学会の大会とインタビュー相手の結婚式が重なり、学会を途中で抜けようとしていたとき、比較的親しい先輩研究者に「どこに行くの?」と聞かれた。そこで私は「覚醒剤やっていた娘の結婚式に呼ばれているので、これから東京に」と答えると、彼は大きく目を見開きながら「覚醒剤?よく止められたねえ」といったのである。この一言は、逆に私に衝撃を与えた。それは私がそのときすでに覚醒剤は止められるものと思っていたからなのだが、それ以上に、まさか社会学者がそんな風にいうとは考えもしていなかったからである。とはいえ、対面的秩序を優先し、「ええ、まあ」とお茶を濁して新幹線に急いだのであった。

もっとも、世の常識と遠く離れてしまうことは、日常生活に支障をきたすことは(かなり)あっても、社会学すること (doing sociology) には(多少)プラスかもしれない。覚醒剤はどうして止められないと思われているのか、どうして悪いとされてきたのか。これらの問いに背中を押されて社会学らしきことを続けていたことは否定できないからである。しかもそのせいで覚醒剤の医学論文まで収集し、読む羽目に陥ってしまった⁽²⁾。医学論文

を読んだのは、「覚せい剤取締法」制定過程の研究を発表した学会で「覚醒剤が悪いということは医学的に証明されているのに、なぜこんな研究をする必要があるのか」という厳しいコメントをいただいたおかげである。その常識的な意見に、今ではとても感謝している。そのような常識と非常識のあいだの往復が、私なりの社会学を支えているからである。

ドラッグをめぐる社会運動

在外研究と研修を兼ねて一年半ほど英国に出かけたのも、そもそもは日本以外のドラッグ政策のことを知りたかったからである。ドラッグの研究をするのであれば、常識的にはアメリカである。問題とされている現象の規模も大きい（正確には、問題の仕方の規模が大きい）上、研究者も多く、論文生産力も圧倒的だからだ。しかし私はその意味でも非常識であったので、あえて英国にした。オランダということも考えたが、残念ながらオランダ語ができない。もっとも、英語ができるわけではないことは、スコットランドのグラスゴーで行った元ヘロイン依存者たちへのインタビューで、十二分に証明されたのだが。

とはいえ、英国で主として話を聞こうと思っていたのは、実は使用者ではない。もちろん依存者でもない。ドラッグを取り締まる側であり、政策を立案する側である。つまり、どうして、どのようにして、今日の英国のドラッグ政策が成立したのか、それがどのように運営されているのかを知りたかったのである。そのために、内務省（Home Office）の担当官や治療（treatment）にかかわる医師たちにインタビューしたり、ドラッグ政策関連の学会にはできるだけ顔を出して話を聞いたりもした。それが理由でアメリカにまで足を伸ばしたりもした。

アメリカでは、サンフランシスコで開かれた Drug Court の実務家のための学会にも参加した。（Drug Court とは、アメリカで始まり、今ではアイルランドやスコットランドなどにも広まったドラッグ事犯専門の裁判システムである⁽³⁾）。その学会は、Drug Court の標準化を目指すとともに、その意義を確認する機能を持っていたように思う。その意味で、いまだ一つの社会運動でもあった。その学会が開かれたのはある有名ホテルだったが、ある晩そのホテルのpenthouseで、会長のプライベート・パーティが開かれた。私はたまたま知り合いの紹介でそれに参加した。そしてカクテル片手にサンフランシスコの街並みを見下ろしながら、社会運動というのはいづいぶん儲かるものなのだなあと考えたのであった。そうかもしれない。Drug Court では、被告のドラッグ・テストを行って観察中にド

ラッグを使用したかどうかをチェックしなくてはならない。つまりそこでは、そのための試薬や検査が必要とされ、その意味で新たなビジネスの場でもあるのである。

さて英国である。実は英国のドラッグ政策は、一九七〇年代に大きく変わっている。リンドスミス⁽⁴⁾やシャー⁽⁵⁾が述べているように、それまで英国ではヘロイン依存者は患者として処遇されていた。ところが七〇年代以降、彼らは犯罪者として処遇されるようになったのである。とはいえ、実際の政策はもっと複合的である。たとえばイングランドでは、内務省によって免許を与えられ、患者にヘロインを処方できる医師が百人ほどいる。彼らの一人とも何度か話をしたが、彼はその制度を「アメリカ人が聞いたら、おお神よって叫ぶような話だよな」などと笑いながら、しかし評価していた。というのは、ヘロインを処方された依存者は、定期的な注射のおかげで、定職にも就け、安定した生活を送れるようになるなどの効果があるからである。いわば慢性病のような形で扱うことが可能なのだ。

ではなぜ政策が転換したのだろうか。実はそこには条約がかかわっている。アメリカがリーダーシップをとって合意されたドラッグ撲滅のための国際条約である⁽⁶⁾。そしてそれゆえに、英国に限らず批准した各国では国内法の整備が必要とされたのであった⁽⁷⁾。アメリカは、1909年の上海会議を皮切りに、さまざまな形でドラッグの国際的規制を訴えてきた⁽⁸⁾。現在のドラッグ統制の世界秩序は、ある意味で、その努力の結晶ともいえるものである。どうりで英語の論文が多いはずだ。そしてそれらの論文は、社会学自体もまた、世の営みの一部をなしていることを示しているのである。

しかしそのような国際的枠組みを維持しつつ、英国や欧州の各国は、近年、ドラッグ政策を変化させつつある⁽⁹⁾。条約に違反しないような形で、つまり解禁にはせずに、ドラッグ使用を容認するような、奇妙で現実的な政策を採り始めているのである。たとえば英国は、私の離英直後の二〇〇一年晩秋に、二〇〇二年のドラッグ政策要綱⁽¹⁰⁾を発表したが、そこではカンナビス（大麻）はドラッグとしての社会的危険度のクラスを下げられ、事実上「非犯罪化（decriminalization）」された。すなわち、違法だが犯罪ではないという処遇に変わったのである。とはいえ、オランダのようにコーヒーショップ（カンナビス販売所）は事実上禁止されているので、その辺は国によって異なっている。

そしてその少し前、すなわち二〇〇一年初夏に、ロンドンでカンナビスの自由化を求める大規模なパレードとフェスティバルが開かれた（Cannabis Carnival March & Festival）。私も調査のために出かけていったが、パレードで歩く人々の手にはカンナビスの吸いさしがあり、あるテントでの講演集会では、集まった人々の手から手へとカンナビスが回って

いた。講演者は、カンナビスの無害性や医療的有用性⁽¹¹⁾を次々にしゃべっている。テントの外ではコンサートが開かれ、他のテントはダンス・フロアでもある。傍らには子供の遊び場さえある。六〇年代はこんな感じだったのだろうかなどと、私は自分がちょうど生まれた頃に行われていたであろう、さまざま社会運動 皮肉にもヒッピーの発祥の地サンフランシスコで行われたあの学会とは方向も形も異なるかつての社会運動 に、想いを馳せたりもした。ちなみにその時点ではまだカンナビス使用は犯罪であった。しかし地元の警察署長は、署の処理能力を超えた予想逮捕者数を理由に、取り締まらないことを明言していたのであった。

また、ほぼ同時期、テレビでは「ドラッグ法は機能していない(Drug Laws Don't Work)」シーズンといった連続特集番組が組まれ(Channel 4) 現行のドラッグ政策の失敗や問題点がドキュメンタリーや討論番組で明らかにされたり、新聞ではドラッグ使用者や依存者の悲惨な状況を作り出しているのが現行法それ自体であることが論じられたりもした。また、野党第一党である保守党党首候補者への質問番組でも、カンナビスの自由化についての質問がなされたりもした(BBC)。

このような運動やキャンペーンを受けて、さらに対処能力を超えた件数増加を背景に、英国はドラッグ政策を転換した。もちろん解禁に向けて踏み出したというわけではない。むしろ、従来の枠組みは維持しつつ、依存者のリハビリテーションなど、治療方面に力を入れる方向に傾斜したとされる。ドラッグ政策研究でいう「有害性縮減(harm reduction)」の方向である⁽¹²⁾。いずれにしても私は、さまざまなドラッグ自由化を求める運動とその効果が、私の周りで急激に進行していったように感じていたのであった。

ドラッグのある世界の片隅で

在外研究に出かけるまでの私のドラッグ研究もまた、インタビューや観察を中心に構成されていた。それをしなければ分からないことだらけだったからだ。そしてそのおかげで、ドラッグのある世界というものが、それなりに分かっているつもりであった。さらに、当時は構築主義的社会問題論が一世を風靡しており、それらの論文を読んで、社会問題というのがさまざまなクレーム申し立て活動が織りなす過程的な現象であるということも知っていた。そのため、在外研究で出会ったさまざまな社会運動も、そのような活動として理解していた。ただし奇妙なことに、私は当初、自分自身がその世界に巻き込まれていると

いうことを、ほとんど感じていなかった。もっと正確に言えば、自分がドラッグのある世界の中にいるということを感じてはいなかったように思う。もちろん、ドラッグがそこにあるということは知っていたし、それを使用する人たちが特別な人たちではないということも知っていた。にもかかわらず、自分がその世界に巻き込まれ、そこに立っていることには、なぜか気づいていなかったのである。それはもしかしたら私が、インタビューする側であり、観察を記録する側であり、資料を読み解く側であったからでもあるかもしれない。つまり、研究者としてそこに立っていたからかもしれない。

しかし果たしてそのためだろうか、と自問してみる。もちろんこの自分への問いかけは、ドラッグの自由化を求める運動をしたいとか、するべきだとか、あるいは逆に、もっと規制を厳しくするよう訴えかけていきたいとか、いくべきだとか、そういったことを求めているものではない。そもそも何らかの運動をしていれば、その世界に巻き込まれていることに気づくというわけでもないだろう。運動は運動のパースペクティブで世界を眺めているに過ぎないからだ。

そうではない。おそらく、ドラッグのある世界の輪郭がおぼろげながら分かってきたからであるように思われる。薄暗闇に世界が見えてきてはじめて、自分が立っていることに気づかされたように思われるのである。

カンナビスを吸うあの唇の動き、ヘロインを打つあの指先、リハビリテーション指導をする医師の口調、何かに目を光らせている警官の物腰、政策効果を議論する研究者の発言、政策の変遷を説く内務省担当官の表現、学会での実務家のつぶやき、研究者と語り合う国連担当官の語り口、パレードのシュプレヒコール、講演者のまなざし、署名入りの新聞記事、出版された研究書、そして公表された政策要綱。これらは、ドラッグのある世界がここにあったのだと感じさせる何かである。そしてそれはその世界が、いくつもばらばらに固まりながら、幾重にも重なる光景の中にあっただと感じさせる何かである。もちろんそれらはある種のパッチワーク、私自身を縫い目にしたパッチワークかもしれない⁽¹³⁾。しかしながら、私にとってはまるで祈りにも似たそれらの振る舞いや事物を通じて、自分がその世界の片隅に立っているということが感じられる。そしてそれによつてはじめて、私は自分がやっている研究が、どのような意義をもつのか、分かってきたような気がしている。

ドラッグのある世界の片隅に立っていること。実はこんなにちっぽけなことが、私がドラッグ研究を十年ほど続けてきて分かったことであり、最大の意義であるとは、少々情け

ないかもしれない。でもそれは、初めて飛行機に乗って、かすかに弧を描く地平線を眺め、地球が丸かったんだと気づかされたような、そんな感じにとても似ている。その意味で私のドラッグ研究は、ようやく始まったばかりであるような気がするのである。

- (1) 佐藤哲彦、二〇〇〇「ドラッグとともに生きる 薬物の「コントロール使用」に関する調査研究」、『文学部論叢』(熊本大学文学会)第六八号、三九 - 六五頁
- (2) 佐藤哲彦、一九九八「医学的知識の構成について 「覚せい剤研究」の転換」、『文学部論叢』(熊本大学文学会)第六〇号、一五 - 五七頁
- (3) The National Association of Drug Court Professionals, 1997, *Defining Drug Courts*, U.S. Department of Justice
- (4) Lindesmith, Alfred R., 1968, *Addict and the Law*, Indiana University Press
- (5) Schur, Edwin, 1965, *Crime without Victims*, Prentice-Hall = 一九八一、畠中宗一・畠中郁子訳『被害者なき犯罪』新泉社
- (6) Bean, Philip, 1974, *Social Control of Drugs*, Martin Robertson
- (7) Korf, Dirk, 1995, *Dutch Treat*, Thesis Publishers
- (8) Willoughby, W., 1925, *Opium as an International Problem: The Geneva Conference*, The John Hopkins Press
- (9) Gerber, J., and Jensen, E.L. eds., 2001, *Drug War American Style*, Garland
- (10) *Updated Drug Strategy 2002*, HMHO
- (11) Grinspoon, L., and Bakalar, J.B., 1993, *Marihuana: The Forbidden Medicine*, Yale University Press
- (12) Coomber, Ross, 1998, *The Control of Drugs and Drug Users*, Harwood Academic Publishers
- (13) Lynch, Michael, 1993, *Scientific Practice and Ordinary Action*, Cambridge University Press